

グループホーム北山

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することと、並びに認知症の介護予防に資する支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称はグループホーム北山とする。

本事業所の所在地は岐阜市北山1丁目15番25号である。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤で兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

二 認知症対応型共同生活計画作成担当者 1名(常勤で兼務)

計画作成担当者は介護支援専門員であり、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

三 介護職員 10名以上。介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 二 日常生活上の世話
- 三 日常生活の中での機能訓練
- 四 介護予防
- 五 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。

2 介護計画の作成及び変更には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|----------------|----------------------------|--------------------|
| 一 家賃 | 1,100円/1日 | 34,100円/31日 |
| 二 食材料費 | 1日 朝食 300円 昼食 450円 夕食 450円 | <u>37,200円/31日</u> |
| 三 水道光熱費 | <u>660円/日</u> | 20,460円/31日 |
| 四 日常生活用品費 | <u>110円/日</u> | |
| 五 理美容代 | 実費 | |
| 六 教養娯楽費代 | 実費 | |
| 七 写真代 | 実費 | |
| 八 おむつ代及びおむつ処理代 | 実費 | |
| 九 退去時部屋の清掃費 | 実費 | |

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防指定認知症対応型共同生活の対象者は、要支援 2 又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 二 自傷他害のおそれがないこと。
- 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 面会時間は特に定めていないが、夜中は緊急時以外制限をする。

5 外出、外泊は自由。事前に届け出をするものとする。

6 入所時の所持品は自由であるが、室内に入る程度の所持品にとどめることとする。また、所持品には名前の記入が必要。

7 ホーム内でペットを飼うことはできない。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

1 事故発生防止の為に指針の整備、事実の報告と改善策の周知徹底、事故防止委員会の開催と年 2 回以上の研修会実施。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をとるものとする。

3 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理 感染対策)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

・職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染対策委員会を3ヶ月に一回以上開催、指針の整備、年に2回以上研修会の開催を行う。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を年2回行う。

3 消防法に定める防火管理者の選任。

第17条 洪水災害対策

施設は別途「洪水災害避難計画」(業務継続計画含む)を作成し、その計画のもと年2回以上の研修を実施し、災害対策に努めるものとする。

第18条 地震対策

施設は別途「地震災害対策計画」(業務継続計画含む)を作成し、その計画のもと年2回以上の研修を実施し、災害対策に努めるものとする。

第19条 感染症対策

施設は感染症対策に当たり、感染対策委員会を設置し、定期的に会議を開催し、その内容を職員に周知徹底する。

2 施設は「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針」を作成し、その指針のもと年2回以上(新型コロナウイルス感染症対策含む)の研修を実施し、感染症対策に努めるものとする。

3 施設は別途「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」を作成する。

(その他運営についての重要事項)

第20条

1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

③ 施設は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、以下の内容をその完結の日から5年間保存する。

事業所はこの事業を行うため、利用者のサービス計画、ケース記録、身体拘束等・虐待の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、ハラスメントに関する記録、第12条に規定する苦情の内容等の記録、第13条に規定する事故の状況及び事故に際し採った処置の記録

3 身体拘束等

利用者または他の利用者等の生命又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて

- ・施設は、利用者に対するサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- ・緊急やむを得ない場合とは、以下の3条件を満たす場合をいい、管理者と職員で慎重に検討し、利用者、家族に説明し同意を得るものとする。また記録を残す事。

① 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い時

② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないとき

③ 身体拘束その他の行動制限が一時的に限る時

- ・上記に該当する場合のみ管理者、職員含め慎重に検討、判断し身体拘束を行うことがあり。その場合ご家族、利用者ご本人、〔理解できると思われる場合〕内容、目的、理由、拘束時間、拘束期間を出来る限り詳細に説明し、理解を得られるように行わなければならない。又事前に家族との間で身体拘束に関する「承諾書」を取り交わすこととする。

- ・身体的拘束・虐待防止委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

- ・身体拘束防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

4、虐待の防止

- ・施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する身体拘束・虐待防止検討委員会を設置し、定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。
また、その責任担当者は管理者とする。

② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

③ 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につ

いて、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

5、ハラスメント対策

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、法人が作成した「ハラスメントの防止及び対応に関する規則」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、2003年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、2005年1月1日から施行する

付 則 この規程は 2006年4月1日から施行する。

付 則 この規程は 2009年1月1日から施行する。

付 則 この規程は、2012年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、2013年12月1日から施行する。

付 則 この規程は、2017年8月1日から施行する。

付 則 この規程は、2022年1月1日から施行する。

付 則 この規程は、2023年1月1日から施行する。

付 則 この規程は、2023年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、2024年8月1日から施行する。